

各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
矢野和彦

学校教育設備整備費等補助金交付要綱の一部改正及び令和6年度学校教育設備整備費等補助金(特別支援教育設備整備費等)に係る交付申請書等の提出について(依頼)

この度、学校教育設備整備費等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の一部を別添のとおり改正しました。文言の適正化の観点から改正を行っており、補助金の取り扱いについては従前より変更はありません。

令和6年度における標記補助金については、交付要綱及び別紙1配分要領による執行を予定しています。

ついては、標記補助金の補助対象となる域内の学校法人に対して下記のとおり周知いただき、交付申請書等を取りまとめの上、期日までに御提出をお願いいたします。

また、標記補助金の効率的な執行を図る観点から、令和7年度から令和9年度における整備計画についても把握するため、事業見込調査票(別紙様式)についても同期日までに御提出をお願いいたします。

記

1. 提出期日 令和6年5月8日(水)

2. 提出書類

様式第1 交付申請書	学校法人が作成
様式第1 別添2 事業計画書総括表	
事業計画書①～⑥(該当事業分のみ)	
様式第1 別添4 収支予算書	
様式第2 交付申請額一覧	都道府県が作成
別紙様式 事業見込調査票(令和7～9年度)	

※整備する設備に関する見積書及びカタログ(定価、規格が記載されているもの)も添付すること。

3. 今後のスケジュール(予定)

令和6年5月8日(水) 交付申請書提出締切

令和6年6月上旬 交付決定通知発出

4. 留意事項

- (1) 補助対象事業限度額については、別紙2に基づく単価によること。
- (2) 様式第1別添2の「補助金額」は、補助基準額の二分の一の額（千円未満切り捨て）により算定すること。
- (3) 交付決定前に事業着手をした場合、補助対象外となるため留意すること。
- (4) 本事業は、令和6年度予算の成立後に実施されるものであるが、事業の円滑な遂行を期するためにあらかじめ募集を行うものである。国会における審議状況によっては、内容の変更があり得る。
- (5) 交付申請がない場合には、その旨を電子メールにて回答すること。
- (6) 主管課が複数に分かれている場合は、いずれかの課で取りまとめの上、提出すること。

<提出先・本件担当>

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
文部科学省特別支援教育課庶務・振興係

TEL : 03-5253-4111（内線 2430）

e-mail : tokubetu@mext.go.jp